

企業版ふるさと納税を活用する事業に係る地域再生計画の事前相談及び認定申請受付 (第74回地域再生計画認定申請受付) における主な留意点について

本資料は、企業版ふるさと納税を活用する事業に係る地域再生計画の事前相談及び認定申請受付における主な留意点についてまとめたものです。

本認定回の留意点

- (1) 前回認定回（第 73 回認定回）においては、新規認定申請に限り、事前相談を受け付けることとしておりましたが、本認定回においては、全ての申請について事前相談が必須となります。
- (2) 認定申請にあたっては、以下の点にご留意ください。
 - ・ 地方版総合戦略の改定等がない場合は、基本的に変更認定申請を行ってください。
 - ・ 地方版総合戦略の改定等により、基本目標の施策分野が変更される等、地域再生計画に記載された事業の内容に大幅な変更がある場合は、新規認定申請として認定申請の手続きを行ってください。疑義が生じる場合はご相談ください。
 - ・ 前回認定回（第73回認定回）では、変更認定申請の要件を定めておりましたが、本認定回ではその要件を廃止します。

【前回要件】

認定地域再生計画の「4 数値目標」のうち「目標値」、「5－2④ 寄附の金額の目安」、「5－2⑥ 事業実施期間」及び「6 計画期間」にのみ変更（以下「期間延長に伴う変更」という。）が生じる場合に限り、変更認定申請として受付

地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース）との連携

企業版ふるさと納税と地域雇用開発助成金の連携を申請するにあたっては、当該支援措置を所管する厚生労働省職業安定局地域雇用対策課（03-3593-2580）への事前確認が必要です。詳細は、別添 1_地域再生計画・支援措置一覧をご確認ください。